

平成21年政策評価報告書

担当部署	刑事部捜査第一課
------	----------

1 重点目標

重要犯罪・重要窃盗犯等の徹底検挙

2 目指す方向

平成21年推進・評価計画表のとおり

3 達成目標・評価方法

平成21年推進・評価計画表のとおり

4 施策の内容と評価結果

施策の内容	前年の課題等を踏まえた取組政策の評価結果 (◎効果 ☆特筆事項 ●今後の課題)
総合評価	<p>◎ 重要犯罪の捜査については、的確な内偵捜査により、「税理士等被害にかかる強盗殺人等事件」等社会的反響の大きい凶悪事件を検挙する等相当の成果を挙げるとともに、重要窃盗犯の捜査についても、他県警察との合(共)同捜査を積極的に推進し、綿密な犯行分析に基づく捜査及び事件発生時における初動捜査等により、「連続広域忍込み等事件」を検挙する等相当の成果を挙げた。</p> <p>● 重要事件のうち検挙に至らない罪種については、初動捜査の徹底、的確な事件分析等により各種捜査活動を推進し、重要窃盗犯については、他県警察と合(共)同捜査を積極的に推進するなど、効率的な捜査活動を行う必要がある。</p>
① 重要犯罪の徹底した検挙活動の推進	<p>◎ 平成21年に認知した重要犯罪は40件であった(前年対比-6件)。また、同年中に検挙した重要犯罪は22件であった(前年対比-4件)。このため、同年中の検挙率は55.0%となった(前年対比-1.5ポイント)。</p> <p>◎ 事件発生時の迅速な初動捜査の徹底により、「近隣住民による強盗殺人未遂等事件」(5月)を早期に検挙するとともに、的確な内偵捜査により、「税理士等被害にかかる強盗殺人等事件」(6月)を解明、検挙した。</p> <p>● 重要事件のうち検挙に至らない罪種については、さらに初動捜査を徹底するとともに、刑事広報の徹底による早期事件認知、的確な事件分析による各種捜査活動の推進を図る必要がある。</p>
② 重要窃盗犯の徹底した検挙活動の推進	<p>◎ 平成21年に認知した重要窃盗犯罪は577件であった(前年比+70件)。また、同年中に検挙した重要窃盗犯罪は383件であった(前年比+45件)。このため、同年中の検挙率は66.4%となった(前年対比-0.3ポイント)。</p> <p>◎ 他県警察等との共同捜査により、「連続広域事務所荒らし等事件」(8月)、「連続広域忍込み等事件」(9月)を検挙した。</p> <p>● 今後とも、他県警察と合(共)同捜査を積極的に推進する等し、効率的な捜査活動により、重要窃盗犯を積極的に検挙する必要がある。</p>